4　建設技術調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　直轄事業に係る技術基準（二以上の部局に共通するものに限る。）に係る企画及び立案、調整並びに指導に関すること（建設システム管理企画室及び施工企画室並びに技術革新企画官、工事監視官、施工自動化企画官及び情報技術企画官の所掌に属するものを除く。）。

二　調査、工事の設計及び工事の適正な実施の確保に関する建設技術に関する指導及び普及に関すること（他局及び官庁営繕部並びに施工企画室並びに技術革新企画官及び施工自動化企画官の所掌に属するものを除く。）。

5～9　（略）

10　企画官は、命を受けて、技術調査課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務に参画する。

11　技術革新企画官は、命を受けて、技術調査課の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。

一　技術革新の推進に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること。

二　環境の保全及び安全の確保に資する革新的な建設技術に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関すること（施工企画室及び施工自動化企画官の所掌に属するものを除く。）。

三　地理情報システムその他の地理空間情報の整備及び活用に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関すること。

（削る）

12～16　（略）

4　建設技術調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　直轄事業に係る技術基準（二以上の部局に共通するものに限る。）に係る企画及び立案、調整並びに指導に関すること（建設システム管理企画室及び施工企画室並びに環境安全・地理空間情報技術調整官、工事監視官、施工自動化企画官及び情報技術企画官の所掌に属するものを除く。）。

二　調査、工事の設計及び工事の適正な実施の確保に関する建設技術に関する指導及び普及に関すること（他局及び官庁営繕部並びに施工企画室並びに環境安全・地理空間情報技術調整官及び施工自動化企画官の所掌に属するものを除く。）。

5～9　（略）

10　技術企画官は、命を受けて、技術調査課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に参画する。

11　技術革新企画官は、命を受けて、技術調査課の所掌事務に関する技術革新の推進に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

12　環境安全・地理空間情報技術調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　直轄事業に係る環境の保全及び安全の確保に関する技術基準（二以上の部局に共通するものに限る。）に係る特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関すること（施工企画室及び施工自動化企画官の所掌に属するものを除く。）。

二　環境の保全及び安全の確保に関する建設技術に関する特定事項についての指導に関すること（他局及び官庁営繕部並びに施工企画室及び施工自動化企画官の所掌に属するものを除く。）。

三　環境の保全及び安全の確保に関する建設技術に関する普及に係る特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（他局及び官庁営繕部並びに施工企画室及び施工自動化企画官の所掌に属するものを除く。）。

四　地理情報システムその他の地理空間情報の整備及び活用に関する技術基準（二以上の部局に共通するものに限る。）に係る特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関すること。

五　地理情報システムその他の地理空間情報の整備及び活用に関する建設技術に関する特定事項についての指導に関すること。

六　地理情報システムその他の地理空間情報の整備及び活用に関する建設技術に関する普及に係る特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること。

13～17　（略）